

様式第2(第3条関係)

東郷町介護保険福祉用具購入費受領委任払いについての誓約書

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 所在地

事業者名称

代表者氏名

介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いについて、事業者登録の届出を行うに当たり、次の各事項を遵守することを誓約します。

(基本的事項)

- 1 平成11年3月31日厚生省告示第94号に定められた介護給付費の対象となる居宅介護福祉用具(以下「福祉用具」という。)の提供に関しては、関係法令、通達及び東郷町の要綱等を遵守すること。
- 2 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「被保険者」という。)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた福祉用具の提供を行うことにより被保険者の日常生活の便宜を図り、被保険者を介護する者の負担の軽減を図るように努めること。
- 3 事業に当たっては、東郷町並びに居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、介護予防支援事業者、他の介護予防サービス事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 被保険者の意思及び人権を尊重し、常に被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。
- 5 正当な理由なく、福祉用具の購入について東郷町介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払い(以下「受領委任払い」という。)の利用を拒まないこと。  
(受給資格の確認等)
- 6 被保険者から当該福祉用具の購入について受領委任払いにて取り扱うことが求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)の有無、要介護認定等の有効期間及び給付制限を受けていないことを確認すること。  
(介護支援専門員への連絡)
- 7 被保険者から福祉用具の購入にかかる受領委任払いの依頼を受けたときは、その者が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼している場合、その居宅介護支援事業者等に連絡し、福祉用具の購入及び福祉用具購入費受領委任払い支給申請に関する調整を図ること。  
(見積書等の発行)
- 8 福祉用具の購入を受領委任払いで取り扱う場合は、見積書を作成し、被保険者に発行すること。見積書は、福祉用具ごとに保険適用となる費用が明記されたものとする。また、被保険者に、福祉用具のカタログ、その他保険給付を受けるために必要な書類を交付し、福祉用具の購入の事前申請に関する適切な援助を行うこと。  
(見積書の内容変更)

- 9 当該福祉用具に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を当該被保険者に連絡すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費承認（不承認）通知書（以下「承認通知書」という。）については、無効になることを当該被保険者に説明し、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、改めて東郷町に対して介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い承認申請書（以下「申請書」という。）及び変更後の見積書の提出を行うことを説明すること。  
（福祉用具の販売）
- 10 被保険者から承認通知書の受領の連絡があった場合は、速やかに承認通知書に記載された内容の福祉用具の販売を行うこと。  
（被保険者負担金の受領）
- 11 福祉用具購入費については、承認通知書に記載されている被保険者負担金額の支払を被保険者から受けるものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。また、被保険者負担金の受領後、被保険者へ領収書を発行すること。  
（指導・調査等）
- 12 町長が必要があると認めた福祉用具の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。
- 13 関係法令、通達、本町の要綱等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。  
（登録の取消等）
- 14 この遵守事項に違反した場合又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合は、町長が直ちに当該登録を取り消し、以後町長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。  
（苦情処理等）
- 15 被保険者から苦情又は相談があった場合は、被保険者の状況を詳細に把握するとともに、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。  
また、苦情に対しては被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他当該事業者において処理し得ない内容についても、関係機関等との協力により適切な対応方法を被保険者の立場に立って検討し、対処すること。  
（秘密保持）
- 16 事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た被保険者又はその家族の秘密を漏らさないこと。なお、従業者又は従業者であった者も同様とする。  
（その他）
- 17 申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を町長に届け出ること。